

内閣府 青少年意見募集事業

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年企画担当

（趣旨）

子ども・若者育成支援推進法では、国は、子供・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子供・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとするとしている。

内閣府では、

- ・ 子供・若者育成支援施策の企画・立案の参考とする
- ・ 若者の社会参加意識の向上に役立てる

ことを目的とし、国として、施策の当事者である若者から直接声を聞く仕組みを設け、関係省庁に活用いただいているところ。

※子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

第 12 条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（内容）

全国から募集した中学生以上 30 歳未満のユース特命報告員約 300 名を任命し、特定の課題に対する意見をインターネットを利用して募集。

また、ユース特命報告員の中から希望者と関係府省の施策担当者が対面して直接意見交換を行うユース・ラウンド・テーブルも実施している。

※平成 28 年度の意見募集テーマ（実施済のもの）

- ・ 若者の雇用について
- ・ これからの教育・学びのあり方について

※平成 27 年度の意見募集テーマ

- ・ 歯科口腔保健の推進について
- ・ 人権啓発活動について
- ・ 新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定について
- ・ 農業・農村の多面的機能について